

## ■第38回羽山台空家対策プロジェクト会議を開催しました！

令和3年7月12日（月）第38回羽山台空家対策プロジェクト会議を羽山台校区コミュニティセンターにて開催し、次の内容について協議しました。

### 【協議事項等】

#### ○空家発生の予防活動について

→羽山台空家・空地対策遂行基準の見直しについて

- ・遂行基準の見直し箇所をメンバーで確認しました。

→空家相談

- ・羽山台校区の空家を紹介してほしいと相談あり。希望の物件が見つかり次第紹介します。その後の手続等は、ありあけ不動産ネット協同組合へ引き継ぎます。

→空家処理の具体的手順について

- ・空家相談に対する対応手順として賃貸、売却、除却、無償譲渡等、それぞれ対応手順をメンバーで確認しました。

#### ○空家所有者への無償譲渡意向調査（案）について

→市で作成した「空家所有者向けのアンケート（素案）」の内容や配布・回収方法等について、プロジェクトメンバーで協議しました。

- ① アンケートは、民生委員等によるポスティングにて配布します。
- ② アンケートの回答は建築住宅課への電話及びFAXで行います。
- ③ 100件を目標に、8月中旬頃までに配布します。

#### ○その他

→出前講座について

「福岡県空家活用サポートセンター」による出前講座の紹介

- ① 知っておきたい空家の基礎知識
- ② 相続と空家問題

プロジェクトメンバーを中心に民生委員、福祉委員等に参加希望を募り、人数が決まり次第申込みます。

→令和2年度「空家座談会」に参加された方々にアンケートの協力をお願いしました。

→有明沿岸道路整備による「地域の声」について

- ・プロジェクトメンバーへヒアリングを行いました。

**出前講座**  
(無料)

空き家・住まいの将来について「地域」で考えてみませんか？

今後空き家は増え続ける見込みです。空き家が老朽化して問題が大きくなってから対処しようとしても、解決に時間がかかることがあります。今こそ、皆さま自身でできる空き家対策、さらに、地域での空き家対策をしてみませんか？

| 内容・対象  | 日時・会場   |
|--|---|
| ○ 空き家対策に関する出前講座の開催<br>※事前申込・事前・事後フォローについては、お問い合わせください          | ○ 平日 10～11時のうち1時間程度<br>※申込人数が少なすぎた場合、希望される日時にて対応できない場合があります |
| ○ 県内在住の参加者10名以上のグループ<br>※例：自治会、民生委員、等<br>※参加人数が少なすぎた場合はご相談ください | ○ 会場等は自治会等にてご依頼ください<br>※会場等とは、会場で使用するスクリーン・プロジェクターも含まれます    |

テーマ

下記のテーマより、1つお選びください  
テーマに合った講師を選ばします  
※講師の都合により、テーマが変更になる場合があります

| ① 知っておきたい空家の基礎知識   | ② 相続と空家問題                                  |
|--|--|
| ○ 空き家活用センターへ申込<br>※申込「申込書」に必要事項を記入の上、FAX ※サポートセンターの申込先は、申込書裏面を参照 | ○ 市町村の担当課にお問い合わせください<br>※市町村の申込先は、申込書裏面を参照 |

その他

※申込、会場、お申し込みは無料です。講師の派遣は別費です。講師の都合により、開催が中止となる場合があります。開催が中止となった場合は、お申し込みいただいた方に、お詫言いかせていただきます。なお、お申し込みいただいた方には、お申し込みの履歴を保存させていただきます。

＜出前講座に関するお問い合わせ＞  
福岡県空家活用サポートセンター  
電話：092-728-8210 HP: <http://www.fkc.or.jp/jgyn/ekaku>

空家活用センター  
福岡市中央区  
HPはコチラから

### 【次回開催】

第39回 令和3年8月16日（月）10：30～ 羽山台校区コミュニティセンターにて開催

⇒次回8月の会議は、新型コロナウイルス感染防止のため中止（追記）

## 【編集後記】

不動産登記法の見直しにより、相続登記・住所変更登記の申請が義務化されました。

相続登記の申請は義務ではなかったもので、申請しなくても不利益を被ることは少なかったのですが、この法律が施行されると、土地や建物を相続したら3年以内に移転登記をしないと10万円以下の過料が課せられます。また、引っ越しや結婚で住所や氏が変わったときは2年以内に変更の登記をしないと5万円以下の過料が課せられます。

相続登記の義務化に合わせて、相続等に係る不動産登記の登録免許税の負担軽減も検討されるので、相続登記がまだ済んでないという方は、例年9月頃に公表される税制改正要望の内容を見てからでもいいと思います。

〈I〉

